議案・報告

【 市長提案説明・市長報告 】

本日は、令和７年第２回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。
定例会の開会にあたり、提出いたしました諸案件の説明に先立ちまして、新年度を迎えた本市の情勢等について申し上げます。

まず、安全・安心なまちづくりの基盤整備であります。
我が国は今、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害への備えが急務となっております。

そうした中､去る５月 31 日に本市における防災機能強化の要となる消防庁舎等複合施設の竣工式を挙行いたしました。
ご多忙の中、議員各位にご臨席を賜り、誠にありがとうございました。
６月２日からは新しい消防庁舎が無事に供用開始を迎えることができました。
防災力の強化を図るべく､これまで津波浸水地域に所在していた消防本部を高台に移転させた本事業は、私が市長就任３期目の政策として皆様とお約束した事業であります。
これにより、本市の災害対応力は一段と強化されたものと認識しております。

また、新消防庁舎は、地区市民センター、まちづくり拠点施設、郵便局などを含む複合施設としても生まれ変わり、災害時のみならず、平時においても市民の皆様の生活を支える施設となっております。
本市がこれまでの間、幸いにも大きな災害に見舞われることなく、完成・供用開始を迎えられたことに安堵するとともに、これまで継続的なご理解とご協力をいただきました議員各位、市民の皆様、あらゆる関係者の皆様に深く感謝申し上げます。
今後も市民の皆様の生命と財産を守ることを最優先に、いっそう気を引き締めて、防災体制の強化に全力で取り組んでまいります。

次に、社会経済の動向を踏まえた取り組みであります。
長年にわたり世界経済の成長を支えてきた自由貿易体制は、今まさに大きな転換点を迎えており、国際的な通商政策の動向は、世界経済全体に不透明感をもたらしております。
本市においても、影響が懸念される分野を注視し、市内事業者の皆様の声を丁寧に聞き取りながら、必要な支援策の検討を進めてまいります。

また、国内においては物価高騰が続き、我々の生活に影響を及ぼしております。
地域の実情に応じたきめ細やかな対応が求められている中、市民の皆様の暮らしを守るため、国の総合経済対策に基づく低所得世帯への負担軽減を図る支援給付を迅速に進めてまいります。
そして、国県において実施される各物価高騰対策とも連動し、本市独自の対策としてキャッシュレス決済を活用した支援策を展開することで、市内における消費を促進し、市民生活の安定と地域経済の活性化を同時に図ってまいります。

次に、本市の魅力を活かした国際交流の推進であります。
現在、不安定な国際情勢や物価高騰により厳しい状況が続いておりますが、こうした困難な時代であるからこそ、本市が誇る歴史、文化、産業などの魅力を国内外に積極的に発信し、地域の活性化を図らなけ

ればなりません。

魅力発信による観光客の増加や新たな交流人口・関係人口の創出は、地域経済の下支えとなり、市民生活の安定にも寄与いたします。
また、魅力ある地域としての存在感を高めることは、企業の立地促進や駅周辺のにぎわい創出、さらには本市の持続的な発展につながることが期待されます。

こうした中、４月 13 日に開幕いたしました大阪・関西万博が、賑わいを見せております。
「いのち輝く関西悠久の歴史と現在」をテーマに、三重県を含む９府県が出展している関西パビリオンでは、三重県のブース内において各市町のＰＲができる日程が設けられており、「桑名の日」が６月 29 日に設定されました。
当日は、本多忠勝の甲冑姿や千姫の着物にバーチャルで着せ替え体験ができるデジタルサイネージを活用し、来場者に本市の歴史的魅力を体感していただきます。

また、７月１日から７月 23 日まで、三重県ブースに春日神社が所蔵する「村正」の展示が計画されているほか、９月 22 日には、万博会場内にあるＥＸＰＯアリーナにおいて、「～三重のおまつり大集合！～ＭＩＥフェスティバル in ＥＸＰＯ」が行われ、桑名石取祭保存会が参加する予定となっております。

大阪・関西万博は、古くから桑名のまちが築き守り続けてきた魅力や資源を、積極的に国内外に発信できる絶好の機会であります。
観光協会や関係団体と連携して、桑名が誇る名刀「村正」や石取祭といった文化資源を積極的に世界へＰＲしてまいります。
加えて、パブリックリレーションズ事業による情報発信や多様な国際交流事業を展開し、多文化共生の推進や新たな交流人口・関係人口の創出を図ってまいります。

さかのぼること何十年も前から、10 年先、20 年先といったまちの将来を見据えて種を蒔き、丁寧に育て上げてきた重点プロジェクトが、着実に形として目に見えてまいりました。
中でも、「桑名駅及び周辺整備」は、本市の将来を決定づける極めて重要なプロジェクトであり、今まさに大きな節目を迎えております。

本市の戦後復興とまちづくりの歩みを振り返りますと、高度成長期以降、中部圏における住宅都市としての役割を担うことが重要な使命となりました。
昭和 30 年代後半には西方地域での団地造成が始まり、さらに昭和 40 年代には本市発展の礎となる壮大な構想が描かれました。
それが「西部丘陵地におけるニュータウンづくり」「ニュータウンと桑名駅をつなぐ東西アクセス街路づくり」「桑名駅東西周辺地区整備」からなる３大プロジェクトであり、このプロジェクトは、本市の都市機能を根本から変革する最重要課題として位置づけられておりました。

この構想の中でも、大山田団地を中心としたニュータウンづくりと、桑名駅をつなぐ東西アクセス街路の整備は、早期に進展いたしましたが、桑名駅西地区の区画整理については時間を要しておりました。
このたび、地権者の方々のご理解とご協力により、「桑名駅西土地区画整理事業」が大幅に進み、桑名駅西ロータリー及び西桑名西方線がいよいよ開通いたします。
50 年以上の時を経て、先人たちが描いた都市構想が現実のものとなろうとしています。これは、本市の歴史において極めて意義深い出来事であります。

この間、本市は多度町、長島町との合併により市域を拡大し、日本有数のレジャー観光都市へと発展してまいりました。
また、多度南部エリアにおける工業団地の造成や企業立地の促進など、着実に成長を遂げております。
桑名駅周辺整備の完成は、駅機能の強化と利便性の向上をもたらし、駅利用者の増加による新たな賑わいの創出へとつながってまいります。
これにより、企業の立地意欲が一層高まり、桑名駅は、単なる交通の結節点にとどまらず、人・モノ・情報が活発に行き交う、本市の活力と魅力を象徴する空間となります。
この整備こそ、地域の玄関口としての機能を飛躍的に高めるものであり、周辺エリアにおける新たな商業・交流の創出を促し、市域全体の持続的な発展を力強く牽引する原動力となることを、私は確信しております。

なお、桑名駅西ロータリーと西桑名西方線は、６月21日午後に供用開始予定となっており、翌22日早朝からは路線バスの運行も開始される予定です。
これにより、鉄道との接続時間が大幅に短縮され、市民の皆様の利便性は格段に向上いたします。

一方、桑名駅東側の整備につきましては、現在、桑栄ビル管理組合法人が、「マンション建替え等の円滑化に関する法律」を活用し、敷地売却の手続きを進めています。
去る４月25日に行われた臨時総会において、区分所有者の５分の４以上の賛成により敷地売却決議が成立し、敷地売却組合の設立認可に向けて準備が進められていると伺っております。
本市といたしましても、令和７年末には桑栄ビルの解体に着手できるよう、専門的視点からの助言や技術的支援を継続してまいります。
加えて、桑栄ビルとサンファーレを接続する上空通路につきましても、今年度中に撤去することで、全体事業期間の短縮に努めてまいります。

引き続き、将来を見据えた重点プロジェクトの着実な推進に全力で取り組み、持続的に成長し続ける桑名のまちづくりを進めてまいります。

議員各位におかれましては、より一層のお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程となりました諸議案について、その概要を順次ご説明申し上げます。

議案第49号乃至議案第53号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、いずれも地方自治法第179条第１項の規定により専決処分したものでございます。

まず、議案第49号「令和６年度桑名市一般会計補正予算（第13号）」でございますが、歳入では、毎年、年度末の３月に交付される地方譲与税や地方消費税交付金などをはじめとする各種交付金や、県補助金の額の確定などに伴い、それぞれ整理を行いましたほか、歳出では、県支出金や寄附金の増額に伴い、これらを財源として、各種基金への積立額を増額いたしました。

次に、議案第50号「桑名市市税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法等の改正に伴い、４月１日から施行が必要となるものについて、専決処分したものでございます。
内容といたしましては、大学生年代の子等に関する特別控除の創設のほか、二輪車の車両区分の見直しに伴う軽自動車税種別割の税率を定めるなど、所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第51号「桑名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法等

の改正に伴い、４月１日から施行が必要となるものについて、専決処分したものでございます。
　内容といたしましては、地方税法等の改正により、引用条文の移動があることに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

　次に、議案第 52 号「桑名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、４月１日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものでございます。
　内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置に係る所得判定基準の引上げのため、所要の改正を行ったものでございます。

　次に、議案第 53 号「桑名市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和７年２月 21 日に公布されたことに伴い、専決処分を行ったものでございます。
　内容といたしましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改定するなど、所要の改正を行ったものでございます。

　次に、議案第 54 号「令和７年度桑名市一般会計補正予算（第２号）」について、歳出の主なものからご説明を申し上げます。
　まず、総務費では、職員からのハラスメント等の相談や、内部公益通報等への対処方針を検討する機関として、新たに「桑名市職場環境対策委員会」を設置するため、委員報酬などの費用を計上いたしましたほか、一般財団法人自治総合センターによるコミュニティ事業助成金を活用し、蓮花寺自治会、新町自治会が行うコミュニティ活動に必要な備品や設備などの整備に対して、これらを支援するための補助金を計上いたしました。

　このほか、桑名市・桑名郡選挙区選出の県議会議員が３月末で辞職したことに伴って執行される三重県議会議員の補欠選挙に係る費用を計上いたしました。

　次に、民生費では、昨年度、実施いたしました定額減税に係るもので、定額減税がしきれないと見込まれる方に、差額分を当初調整給付額として支給してまいりましたが、令和６年分の所得額が確定してまいりましたので、再算定を行い、当初の調整給付額に不足が生じた方への追加給付金の額を計上いたしましたほか、妊娠を希望されている方が、一定の条件のもとで行う「着床前胚染色体異数性検査」について、新たに助成するための費用を計上いたしました。

　次に、衛生費では、本年３月末で終了とされていた、ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種について、３月末までに１回でも接種をされた対象の方については、３回目までの公費接種期間が、令和７年度末まで延長されたことから、接種に必要な費用を計上いたしました。
　このほか、県からの補助内示に基づき、住宅に太陽光発電設備などを設置する市民の方に対し、その費用の一部を支援する予算を増額いたしました。

　次に、商工費では、市内企業の人手不足の解消に向けて、就職活動を控えた大学生などに、市内企業を訪問して、事業内容を知っていただき、魅力を感じていただけるよう、市内でのゼミ合宿や、企業によるインターンシップの企画や運営に対する費用の一部補助に要する費用を計上いたしましたほか、インバウンドマーケティングの開拓・促進のため、台湾最大の旅行博「2025 台北国際旅行博」に出展し、本市の魅力を直接ＰＲし、「観光面」の知名度向上を行う費用を計上いたしました。

　次に、消防費では、桑名市消防署の非常用発電機の更新と、長島木曽岬分署の空調設備を更新するため

の費用を計上いたしました。

次に、教育費では、令和８年４月に予定している多度地区小中一貫校「多度学園」の開校に伴い、廃校となる小・中学校の利活用に向けて、敷地や建物の測量など、必要な整理を行う費用を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、並びに、市債につきましては、歳出事業に応じて、見込まれる額を計上いたしました。

次に、寄附金につきましては、事業者からの企業版ふるさと応援寄附金を計上いたしました。

次に、繰入金につきましては、今回の補正予算の収支の均衡を図るため、財政調整基金などからの繰入額の増額のほか、企業版ふるさと応援寄附金の活用に伴って、基金からの繰入額を減額しております。

次に、諸収入につきましては、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ事業助成金について、所要の額を計上いたしました。

次に、議案第 55 号「令和７年度桑名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、私事になりますが、本年４月に、厚生労働大臣の諮問機関である「中央社会保険医療協議会」の委員に指名されたため、協議会への参加に関連して、事務担当課において必要な費用を計上いたしました。

次に、議案第 56 号「令和７年度桑名市下水道事業会計補正予算（第２号）」につきましては、本年１月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省から要請がありました「下水道管路の全国特別重点調査」の実施に必要な費用を計上いたしました。

次に、議案第 57 号「桑名市議会議員及び桑名市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正」につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成単価を増額するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 58 号「桑名市職員の育児休業等に関する条例及び桑名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取得形態を追加するほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に関する規定を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 59 号「桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙に係る報酬額を増額するほか、桑名市職場環境対策の推進に関する条例の制定に伴い委員報酬額を規定するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 60 号「桑名市職員退職手当支給条例の一部改正」につきましては、雇用保険法等の一部改正に伴い、失業者の退職手当についての規定を見直すなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第 61 号「桑名市職場環境対策の推進に関する条例の制定」につきましては、ハラスメント等

の職場における諸問題に対し、統一的かつ適切に対応する体制を整備するため、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第 62 号「財産の取得」につきましては、消防救急デジタル無線（移動局）を購入することについて、桑名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 63 号「市道の認定、廃止及び変更」につきましては、下深谷地区の土地改良事業に伴う２路線の認定のほか、桑名駅西土地区画整理事業に伴う１路線の廃止及び１路線の変更を行うものでございます。

次に、議案第 64 号「町の区域の変更」につきましては、多度町小山土地区画整理事業の施行に伴い、西工区の区域を多度町小山台二丁目とするもので、地方自治法第 260 条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程の各議案につきまして、大要をご説明申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続いて、報告 12 件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、報告第６号「令和６年度桑名市一般会計継続費繰越計算書」につきましては、継続費を設定して事業を進めております「スマートインターチェンジ等整備事業費」、及び「多度地区小中一貫校建設事業費」について、逓次繰り越しを行うものでございます。

次に、報告第７号「令和６年度桑名市一般会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、本年１月の臨時会で予算計上しました、物価高騰などに直面する低所得世帯を支援する「物価高騰重点支援給付事業費（令和６年度経済対策分）」のほか、国の補助金事業年度に合わせ、本年の３月定例会で繰越明許費を設定しました「養老線運営支援事業費」など、合計 24 事業を繰り越すものでございます。

次に、報告第８号「令和６年度桑名市一般会計事故繰越し繰越計算書」につきましては、奥山除川砂防ダムの管理用道路に関係して、土地の賃貸借料を支払おうとしたところ、貸主の方がお亡くなりになっていることが判明し、令和６年度中に賃貸借料の支払いが出来なくなったことから、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、報告第９号「令和６年度桑名市水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、多度９号井築造工事など合計８事業において、関係機関との調整に不測の日数を要したことなどから、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、報告第 10 号「令和６年度桑名市下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、国庫補助事業費及び補助関連単独事業費において、関係機関との調整に不測の日数を要したことなどから、翌年度に繰り越して執行するものでございます。

次に、報告第 11 号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの経営状況に関する書類の提出」につきましては、桑名市総合医療センターの令和７年度の事業計画を報告するものでございます。

主な内容といたしましては、桑名市総合医療センターは、地域の中核病院として、救急医療や高度専門的ながん医療等に重点的に取り組むこと。
また、高度で専門的な医療提供体制の充実、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進による医療の質の向上及び業務の効率化を図るとともに、医療従事者の確保・定着のための取り組みを行うなどの計画がされております。

次に、報告第 12 号乃至報告第 15 号の「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されているものについて、専決処分したもので、地方自治法第 180 条第２項の規定により、それぞれ報告するものでございます。

まず、報告第 12 号につきましては、和解及び損害賠償額の決定に関し専決処分したものでございます。

次に、報告第 13 号及び報告第 14 号につきましては、金銭債権に係る訴えの提起に関し、専決処分したものでございます。

次に、報告第 15 号につきましては、議決を経て締結した桑名市総合運動公園サッカー場メイングラウンド人工芝張替工事の変更契約に関し、専決処分したものでございます。

次に、報告第 16 号及び報告第 17 号の「議決事件に該当しない契約」につきましては、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例第２条第１項の規定により、それぞれ報告するものでございます。
まず、報告第 16 号につきましては、多度９号井築造工事に関する契約でございます。

次に、報告第 17 号につきましては、桑名市立小中学校等ＩＣＴ環境総合整備等業務に係る賃貸借契約でございます。

よろしくご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

注）上記の市長提案説明及び市長報告は、実際の発言と異なる場合がありますので御了承願います。
（会議録が正式な発言記録となります。）